

同和問題の学習について

継続して人権教育を行い、あわせて学級集団づくりや人間関係づくりに取り組んできた中学校3年生が、部落差別による結婚差別問題を学習した後に次のような感想を書いています。

「私が結婚することになり、相手の人から出身のことを言われたら『そんなこと関係ないよ』と言っていたと思います。でも、それは相手の人が、今まで受けてきた差別なども『関係ない』ということにもとらえることができます。部落差別は自分にも関係があるということを常に頭においておきたいです。」（『集まってひとつの花』生徒指導・人権教育取組事例集（長野県教育委員会）より）

この生徒が「部落差別は自分にも関係がある」という考え方を持つに至るには、小学校からの人権教育がどのように進められたのでしょうか。

近年の部落史研究の進展により、旧来の「江戸幕府が民衆分断のために被差別部落を作った」（近世政治起源説）という考え方は見直され、それに伴って部落史に関わる教科書の記述も変わってきています。

そのような中で「同和問題をどう扱ってよいか。どのように授業を展開したらよいか。」という学校現場の戸惑いの声があります。しかし、冒頭の生徒のように、同和問題を学習したことによって、自分と社会の関係を見つめ直したり、同和問題解決の重要性を感じ取ったりできる人権意識が育ってきている姿があります。

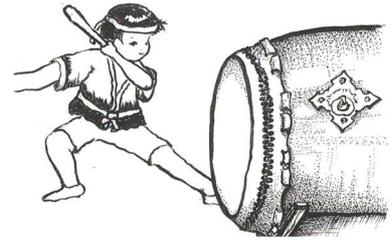
☆ 配慮していただきたい点

- 1 旧来の被差別部落の悲惨な差別や経済的に困窮していたというマイナスイメージから脱却し、生産と労働と文化等で社会構成上の大きな役割を果たしてきた側面からとらえるようにする。厳しい差別の中でも前向きに生きてきた姿を中心に扱う。
- 2 知識としての部落史学習にとどまるのではなく、その時代にたくましく生きた人の姿から、現代に生きる自分とのかかわりや、自分たちの生き方を振り返る学習にする。
- 3 小学校で重点的に扱う学習と中学校で重点的に扱う学習を決める等、人権教育の年間指導計画や学習内容について小中学校での連携を図る。中学校では、学級担任と教科担任との連携を図る。
- 4 「人権教育の指導方法等の在り方について 第三次とりまとめ」「社会科教科書」「長野県人権教育・啓発推進指針」「人権教育指導の手引」「教育課程・学習指導の改善」「教育指導時報」「人権教育だより」「あけぼの」「人権つうしん」等を参考にさせていただき、学習のより一層の充実に努めていただきたい。

（平成21年3月発行『同和問題学習展開案』より）

（※「長野県人権教育・啓発推進指針」「人権教育指導の手引」は、「長野県人権政策推進基本方針」「人権教育推進プラン」に改訂されています。）

近年の部落史研究について



- 1 従来の部落史（近世政治起源説）は、以下のように説明されることが多く、教科書や学習資料・ビデオ等でもこれに沿う内容で記され、授業でも教えられてきました。
 - (1) 江戸幕府が農民や町人の人々の不満が幕府や武士に向けられないように、士農工商のピラミッド型の身分制度の下に、「さらに低い身分の人々」を作った。
 - (2) 「さらに低い身分の人々」は、人の嫌がる仕事を強制された。
 - (3) 「さらに低い身分の人々」は、生活環境の悪い場所に住まわされ、非常に貧しかった。

- 2 従来の部落史（近世政治起源説）に対する疑問点が以下の様に出されてきました。
 - (1) 江戸幕府が「さらに低い身分」の人々を作ったとする「お触れ」が全国に全く残っていないのではないか。
 - (2) 江戸幕府の政策によって、「さらに低い身分の人々」が作られたのなら、幕府のおかれた江戸よりも関西に多いのはおかしい。地域によって大きく偏りがあるのはなぜか。（長野県でも同様）
 - (3) 士農工商は、本来三千年前の古代中国で使われた「民」の職業を列挙した熟語であり、江戸幕府の身分制度を表すものではない。
 - (4) 「さらに低い身分の人々」が行っていた職業を、人々が嫌がる職業と一律に決めつけるのは適切ではない。
 - (5) 「さらに低い身分の人々」の中にも、様々な生活状況があり、一律に貧しかったとするのは適切ではない。

- 3 現在の部落史に関する考え方は、以下の様に変ってきています。
 - (1) 江戸幕府が士農工商のピラミッド型の身分制度を新たに作ったのではなく、江戸時代以前の中世に既にあった人々の「けがれ」意識をもとに形成されていたものを江戸幕府が身分統制のために利用し、強化していった。
 - (2) 「百姓や町人とは別にきびしく差別されてきた人々」は、社会の最底辺に置かれていたのではなく、社会から排除され、社会外の存在とされていた。
 - (3) 「百姓や町人とは別にきびしく差別されてきた人々」は、農業・皮革業・治安・警備・医療・運輸業・芸能・手工業等の様々な職業に就き、社会に貢献していた。
 - (4) 「百姓や町人とは別にきびしく差別されてきた人々」は、様々な生活状況があり、一律に貧しかったのではなく、経済的に裕福な集落があったり、個人が存在したりした。

中学校歴史教科書の記述の見直し

中学校社会科の歴史教科書では、身分制度による差別、様々な差別をなくす動きなどを学習していきます。その中で、被差別部落の歴史に関わる記述についても見直しがされています。A社とB社の中学校用の教科書の一部を紹介します。「低い身分」「下の身分」という表現はなくなっています。

<平成9年度改訂> >>> <平成14年度改訂> >>> <平成18年度改訂以降>

| | | |
|--|---|---|
| <p>【きびしい身分による差別】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身分は、武士と百姓と町人 とに分けられ、また「えた」 や「ひにん」とよばれる低 い身分も置かれた。(A社) <p>【差別された身分の人々】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幕府と藩は、農工商よりさら に<u>下に</u>、えた・ひにんと よばれる身分を置き、… (B社) | <p>【きびしい身分による差別】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・百姓、町人とは別に、えた、 ひにんなどのきびしく差 別されてきた身分の人々 もいました。(A社) <p>【差別された人々】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えた・ひにんとよばれた 人々などは、幕府や藩によ って江戸時代中期から百 姓・町人より<u>一段下の身分</u> と位置づけられました。 | <p>【きびしい身分による差別】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・百姓・町人とは別に、えた身 分、ひにん身分などの人々 がいました。(A社) <p>【差別された人々】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えた・ひにんとよばれた 人々などは、江戸時代中期 から幕府や藩が出す触（ふ れ）などにより、百姓・町人 とは<u>別の身分</u>と位置づけら れました。(B社) |
|--|---|---|

☆これらのことから中学校で同和問題を学習する際には、以下の点を留意したい。

- 1 教科書の記述が、かつての「差別と貧困」の歴史から「生産と労働と文化」の側面でもとらえた内容に変化していることをふまえ、被差別民衆が、各地の生活や文化の創造に果たしてきた役割など、近年の被差別部落の歴史研究で明らかにされている内容が盛り込まれている文献や資料を参考に、学習を工夫していく。
- 2 「えた」「ひにん」の言葉が、長い差別の歴史の中で、また、現在においても、人をさげすむ言葉として使われてきている事実があることを十分に認識し、教科書の記述を糸口として、子どもたちと一緒に学んでいく姿勢を大切にしていく。被差別部落の人々にとっては、認めたくなかった言葉であることも十分に認識しておく。
- 3 被差別部落の歴史に関わる学習の際、過去の学習資料やビデオ教材の中には、現在の教科書の記述とは異なるものがあることに注意して教材研究を行う。